

令和3年度第1回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和３年度第１回定例松本市教育委員会会議録

令和３年度第１回定例松本市教育委員会が令和３年４月２２日午後３時００分教育委員室に招集された。

令和３年４月２２日（木）

議 事 日 程

令和３年４月２２日午後３時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

[議案]

第１号 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」の改訂について

第２号 松本市博物館協議会委員の委嘱について

[報告]

第１号 令和２年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

第２号 令和２年度における美術館の企画展等開催結果及び収蔵作品について

第３号 令和２年度教育部各課事務事業報告について

第４号 いじめ・体罰等の実態調査【２・３月分】の結果について

第５号 不登校児童生徒の状況について

第６号 令和３年度の学級編成等について

第７号 指導上の措置について【非公開】

第８号 図書館資料特別整理期間の設定について

第９号 国宝旧開智学校校舎 防災計画の策定について【非公開】

[周知]

１ 第２１回松本手まり時計まつりの開催について

2 令和3年度「博物館パスポート」の配布について

[その他]

〔出席委員〕

教 育 長	伊佐治 裕 子
教 育 長 職 務 代 理 者	小 柳 廣 幸
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	藤 森 誠
こ ど も 部 長	青 木 直 美
教 育 政 策 課 長	赤 羽 志 穂
学 校 教 育 課 長	塚 田 雅 宏
学 校 施 設 担 当 課 長	丸 山 丈 晴
学 校 支 援 セ ン タ ー 長	高 野 毅
学 校 給 食 課 長	三代澤 昌 秀
生涯学習課長 兼 中央公民館長	高 橋 伸 光
中 央 図 書 館 長	小 西 え み
文 化 財 課 長	竹 原 学
文 化 課 課 長 (西部4地区担当)	臼 井 邦 彦
城 郭 整 備 担 当 課 長	竹 内 靖 長
博 物 館 長	木 下 守
基幹博物館建設担当課長	中 原 和 彦
こ ど も 育 成 課 長	西 村 宏 美
子どもの権利相談室長	田 中 有 規 子
美 術 館 副 館 長	堀 洋 一
学校支援センター主任指導主事	牧 野 圭 介

〔事務局〕

教育政策課

教育政策担当係長 三 澤 良 彦

教育政策担当係長 小 澤 弥 生

教育政策担当主査 伊 藤 明 広

開会宣言 午後３時００分

伊佐治教育長は令和３年度第１回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは第１回定例松本市教育委員会を開会いたします。本日は案件がたくさんありまして時間が少ないため、第１回ですが、冒頭挨拶を省略して始めたいと思います。

先ほど、教育委員の皆さんにお話をしましたが、教育部長は、記者会見の対応のため、席を外しておりますがよろしくお願いいたします。

署名委員の指名

教育長 本日の会議録の署名委員は佐藤委員、小柳職務代理者です。よろしくお願いいたします。

議案審議

教育長 本日の案件は議案が２件、報告が９件、周知が２件です。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１４条第７項、教育委員会の会議は公開する。ただし人事に関する事件その他の事件について教育長または教育委員の発議により出席者の３分の２以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるとの規定に基づき、報告第７号については個人情報が含まれているため、それから報告第９号につきましては、防災計画は松本市と共同で策定するものになりますが、市長部局との調整がまだついていないことから非公開としたいものです。報告第７号及び報告第９号を非公開にすることについてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは報告第７号と第９号は非公開といたしますので、最後に報告を受けることといたします。

なお、本日はお配りしてあります審査順の表に基づいて進めます。

< 報告第１号 > 令和２年度子どもの権利相談室「こころの鈴」の実績について

こども部長／子どもの権利相談室長 報告第１号「令和２年度子どもの権利相談室『こころの鈴』の実績について」説明

教育長 それではご意見、ご質問ございますでしょうか。

橋本委員 ありがとうございました。

今ご説明にあった相談件数の実数が増えているというところをどう見るかという点について、資料の103ページに月別相談件数（実数）のグラフがありますが、令和2年度の9月から12月がほかの年に比べて多いなという感じがします。私自身、この頃に学校訪問した際、そのことがすべてではないと思いますが、1学期前半の休校によって、1学期の授業の進捗スピードが早くなったことで、例年に比べると不登校とか心の変調を訴える傾向が2学期に出ているのではないかとおっしゃっていた先生もいて、この数字が何かそれを裏づけているのかなという印象があります。この数字が例年に比べて多い点についてこども部ではどういうふうに見ていらっしゃいますか。

子どもの権利相談室長 この数字が高い件につきましては、もちろん夏休みや1学期の休校による影響もあると思います。それともう1つ、9月からこども育成課で児童館、児童センターの訪問を始めています。年間計画で予定していたのですが、9月から3月まで児童館を訪問しました。「こころの鈴」の宣伝PRも兼ねていますが、子どもたちの話を聞いてくるということが大半の時間でして、そのことがとても大きくこの数字に反映していると思っています。悩みではなくてもよかったこと、楽しかったこと、話したいこと、何でもいいから話してくださいということで子どもたちの話を聞いてきました。令和2年度は、全部で10館14回伺いまして、そこで81件、87人の子どもから話を聞いてきました。ですからその辺が実数のところで増えた要因の1つでもあるのではないかと思います。

橋本委員 ありがとうございました。

教育長 それは出張相談ということですか。

子どもの権利相談室長 そうです。ちなみに、令和元年度は児童センターに訪問しましたが、23件、28人でした。ここが大きく新規の実数にも反映している部分があると思います。

教育長 ほかにどうでしょうか。

佐藤委員 相談件数と相談内容についてお聞きしたいのですが、それぞれ相談件数と相談内容の延べの数字が合計では一致しているんですけども、恐らく1人のお

子さんが相談に来たときに複数の相談案件を持ってこられることがあるのかなと思いますが、それはどのように集計をなさっていますか。

子どもの権利相談室長 1人のお子さんについて主訴は主なもの1つという集計をしていますので、数字が一致しています。

佐藤委員 本人からの主訴ということですね。

子どもの権利相談室長 そうです。

佐藤委員 それは、実際にひも解いていくと別の課題が見えてきたということもあるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。

子どもの権利相談室長 どちらかという子どもよりも保護者の相談にはそういう傾向が見られます。お子さんはいじめについて相談してくる子もいますが、多くは日常のこと、話し相手というのが主で、その中から相談と思われるものを1つカウントするものですから数字的には同じになっています。

佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

福島委員 3点質問させていただきます。

まず1点目は、報告の中で相談窓口が複数になったのではというお話がありましたが、それについては、例えば、松本市の子どもたちが複数の増えた相談窓口実際に相談しているというデータがあるのか、それとも印象としておっしゃっているのかということ。

2点目は、この内容の中で、松本市の小中学校の関係で深刻なものが現状あるのかどうかということ。

3点目は、学校で行ったコロナに関するアンケートがあると思うんですけれども、その結果との照合をされているのかどうか、この3点について教えてください。

子どもの権利相談室長 1点目ですけれども、ほかの相談窓口があるからそんなに目立った増加はないかというところですが、これはあくまで印象です。結果としてというところで捉えております。

2点目の小中学校の深刻な相談があるかということですが、その場合には子どもの権利擁護委員が入って調整を行ったりする場合がありますけれども、現在それに該当するケースは1件ございます。

3点目のコロナのアンケートとの照合ですけれども、こちらはこれからの課

題と認識しています。

教育長 こころの鈴の場合は子どもの権利擁護委員につなげて調整まで行っているところがあるところが普通の相談窓口よりも充実している点だと思いますので、引き続き大変だと思いますがよろしくお願いします。

こども部長 ありがとうございます。また報告書ではいろいろ調べられる限りは載せたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

教育長 ほかにはよろしいでしょうか。
それではこの案件については報告を受けたということとします。

< 報告第 2 号 > 令和 2 年度における美術館の企画展等開催結果及び収蔵作品について

美術館副館長 報告第 2 号「令和 2 年度における美術館の企画展等開催結果及び収蔵作品について」説明

教育長 ただいま説明がありました。ご質問、ご意見ございますか。

教育長 よろしいですか。それでは、報告第 2 号については、報告を受けたこととします。美術館については、引き続き教育委員会で随時ご報告をいただけるようになっておりますので、よろしくお願いします。

< 報告第 3 号 > 令和 2 年度教育部各課事務事業報告について（美術館分）

美術館副館長 報告第 3 号「令和 2 年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございますか。

福島委員 先ほどの報告でもありましたが、柚木沙弥郎展をユーチューブで配信していたということで、最終的な配信の回数はどのくらいでしょうか。

美術館副館長 5 , 8 4 9 回でございます。

福島委員 今も残っていますか。

美術館副館長 残したままになっています。おそらくですが。

福島委員 分かりました。18 ページの（ 2 ）アの事業成果の（ウ）でアカデミア館でもワークショップを行ったということですが、美術館でワークショップをやるときとアカデミア館でやるときには、参加者の居住地などに違いがあるのかなと思いますが、そういうところについて比較はされていますか。

美術館副館長 居住地までは比較してございません。比較的孩子も向けのものが多かったと

ということで資料に記載をしていますが、アカデミア館は独自で事業をやっています、学芸員がいろいろ工夫をして新しい講座を実施しています。例えば、絵本づくりワークショップですと31人、付添い8人です。

福島委員 今までの美術館で実施したものだと、例えば小学校だとかの辺りの小学校の子が多いですとか、アカデミア館は場所が結構違うので、取組みとしては分散していいなと思いますが、参加機会というのが実際広まっているのかということはどうですか。

美術館副館長 申し訳ございません。そこまで把握をしておりません。

福島委員 分かりました。あと、今後公民館と連携してということですが、休館中に小中学生を対象にした何らかの取組みはされているのでしょうか。

美術館副館長 基本的に今年は改修のため美術館では実施ができないので、例えばあがたの森をお借りしてやるということもございますが、子ども育成事業として「あそびじゅつ」ということで、遊びを取り入れたような気軽に楽しめる体験的なものを夏に実施する予定で考えております。

加えて、高校生講座として高校の美術部と連携をして、主に美術部で活動している生徒たちを集めて若手アーティストを呼んでいろいろな体験を聞いてもらったりするといった事業も計画をしています。

また、新たに挑戦ということで、これは子どもに限ったことではありませんが、一般対象にアクリル画ですとか優しい陶芸、シルクスカーフのパターン染めといったものも企画しております。こちらはお子さんの参加も可能と考えております。

それから、工芸の五月の関連でいろいろな事業がありまして、クラフトの皆さんと協力しながらですが、湧水や町なかの看板建築についての町歩きには、お子さんたちにもご参加いただけることになっています。公民館でも、参加を大人に限っているわけではございませんので、幅広い年齢層の方が参加できるように工夫をしていきたいと思います。

福島委員 おそらく「あそびじゅつ」というのは未就学含めた低学年向けだと思うんですけども、小学校高学年から中学生にかけての層を対象にしたものが今後ありましたら、また教えていただけますと幸いです。

教育長 ほかにはございますか。よろしいですか。

ぜひ、私からもこの休館ということを逆手に取ってこういうアウトリーチを美術館が積極的にやってくれるというのは本当にうれしいことだと思いますので、先ほどのような子どもや若者層を意識して、ぜひこれまでなかった取組みに挑戦していただきたいと思います。

< 報告第 3 号 > 令和 2 年度教育部各課事務事業報告について（学校給食課分）

学校給食課長 報告第 3 号「令和 2 年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問をお願いします。

橋本委員 私の記憶違いでなければ、休校時の児童館等への応援体制に加えて、給食がなくなったことによって食材が無駄にならないようにおむすびか何かを業者さんと連携して児童センター等に配布しなかったですか。給食関係においては、行政の縦割り組織の枠組みを超えたこの取組みや対応を私は非常に高く評価していますし、評価できる点だと思っています。

学校給食課長 ここには書いてございませんが、調理員を保育園の給食調理に毎日 3 人派遣したということもございました。教育とは少し離れると思いましたので書いてありません。

橋本委員 そこが非常に重要で、柔軟に対応されたということは、いろいろなところから声が聞こえてきています。

福島委員 橋本委員がおっしゃることを私も言おうと思っていて、児童センター等への配付というのは非常によかったと思いました。

あと、7 ページ最後の（ 2 ）のアレルギー対応食提供事業のところで、対応食の解除について書かれているんですけども、解除できたということがここに記載されたことが初めてのような気がします。当然対応食をやるというのは大事なんですけども、できればそこからまたさらに 1 歩進めて解除していくということが松本市の方向性だと思うので、こういった情報が出ると非常にありがたいです。

佐藤委員 8 ページ、最後の（ 5 ）公会計化事業のイの最後のところで、保護者に寄り添いながら粘り強く交渉し、納付につながるとありますが、確かに学校給食課としては非常に重要であると思います。一方で、先ほど橋本委員が縦割りからの脱却ということをおっしゃったように、直接的に市が家庭の困窮や問題点な

どに気付くきっかけにもなるのかなとも思っています。これに関して他課との連携等は何かありますか。

学校給食課 昨年度公会計化が始まったばかりですので、今のところはないです。私自身、以前保険税担当課長だったことがあります。税金とか保険料では差し押さえといったことができますけれども、これは給食費ですのでそこまではできないということがあります。粘り強くというのは実際に保険料ではやっていますが、納税相談ということをやっています。その中で生活が困窮していて本当にこれしか毎月払えませんかという方には分納してということもありますので、そういった対応も考えていかなければいけないと思っています。その辺のノウハウについては保険課や納税課とも情報を共有してもらいながらと考えています。

教育長 そうですね、徴収ももちろんですが、支援という部分も含めて、もしそういったことが見えるケースがあればと思いますが。

学校給食課 担当職員が2人から3人体制になっていますが、特に取り組まないといけないことは、主に臨戸をしてお話をお伺いするというところになってくるかと思います。その中で、生活の状況をお聞きし、納付計画を立てていくというのが基本かなと思っています。

橋本委員 公会計化になったばかりだから、今からだと思うんですね。今まで学校の先生が対応してきたノウハウを引き継ぎながら、支援だけでなくモラルハザードという問題もあるので、そのバランスを取りながらどう対応していくかということだと思います。

佐藤委員 自分の子どもの時を思い返してみると、以前は滞納があった場合、その地域の地区子ども会の担当者がその家庭に集めに行くという時期がありました。ですので、公会計化に伴って様々な変化があると思います。

学校給食課 そうですね、そのところは職員が頑張っているのかなと思います。

小柳委員 滞納については、会計担当の方々は本当にご苦労されているところだと思います。佐藤委員が触れられた点に関連して、モラルの欠如による滞納が見られる保護者に対して強い要求を求めるという点ですけれども、この強さの具体を差し障りない程度で教えていただきたいと思います。食べているのは子どもですので、子どもに影響するようなことがあるのかと思いましたので、具体を幾つか教えていただけますか。

学校給食課長　まだ始まったばかりですので、具体的なことは担当からも聞いておりませんが、今までの経験の中では言葉としてはきつめの対応になるかなと思います。子どもが給食を食べられない、子どもたちがみんな一緒にいる中で1人給食を食べられない状況は避けないといけないので、最低限の給食費を幾らかは入れてもらわないといけないということを保護者の方に強調して伝えていくことかなと思います。

教育長　私も気になるのは、今までの給食費の徴収は、学校の先生方がそのお子さんの家庭の事情も分かっている中できめ細やかな対応をしてくださっていたと思うんですが、2人から3人の担当者が全校対象にやっていくということになりますので、もし心配なケースがあったら学校に相談をして、学校でのその子の状況を聞いてみるとか、本当に心配なケースはこども福祉課につないでもらうという対応を心がけていただければありがたいなと思います。大変なお仕事ですが、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

現場の皆さん本当に頑張っていたいたと思うので評価したいと思います。

< 報告第3号 > 令和2年度教育部各課事務事業報告について（生涯学習課分）

生涯学習課長　報告第3号「令和2年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長　それではご質問、ご意見お願いいたします。

福島委員　10ページの（3）子どもの居場所づくりについてなんですが、イ課題と方向性のところで、ひきこもりの若者支援というのを市長部局と連携すると書いてありますが、具体的にはどういうことを計画しているのでしょうか。

生涯学習課長　こども部が中心となってひきこもりに関する庁内連絡会議というのがありまして、具体的にはそこに参画しています。窓口的にどうするかということ、あるいはひきこもりの状態をどこの部署にどうやって連携をして支援していくかというところを共有しながら現在会議を進めていますので、引き続き青少年ホームも若者支援という部分で関わっていくということです。

福島委員　こども部というのは市長部局ですか。

教育長　こども部は市長部局の中です。

福島委員　なるほど。分かりました。

小柳委員 コミュニティスクール事業について、要望として、現在の松本版コミュニティスクールの理念を引き継いでという点を大事にお考えいただきたいと思います。

生涯学習課長 これにつきましては、昨日公民館長会がありまして、しっかり議論してきました。これまで、地区公民館長が学校とのコーディネートをやっています。地域から学校を支援していくという姿勢を持ちながらやっているものが松本版であり、しっかり取り組んできているという自負と成果もありますので、このことについても引き続きしっかりやっていくというご意見をいただいています。

教育長 私も高橋課長には話しましたが、松本市が行ってきた松本版コミュニティスクールは、やはり公民館が一生懸命やってきた学校サポート事業を引き継いでいるというところが一番の良さだと思います。地域の中で子どもたちを育てていくという学校サポート事業の良さを引き継いでもらいたいと思いますし、国型に移行するという事の中で、補助が出るというようなメリットはあると思いますが、補助をもらうためにしびりがあって、それがどう影響するのかということをしっかり検証していただいて、地域の中で話し合って進めていただけたらと思います。ほかにはよろしいでしょうか。

< 周知事項 1 > 第 2 1 回松本手まり時計まつりの開催について

教育長 ご質問などありますでしょうか。

橋本委員 質問ですが、この 5 月 2 9、3 0 日はクラフトフェアですね。クラフトフェアの開催の決定はどこがやりますか。

教育長 産業振興部の商工課が中心です。

橋本委員 クラフトフェアって県内外からたくさんの方が来るとはいますが、この事業は、クラフトフェアが中止になっても開催しますか。

生涯学習課長 クラフトフェアと同じ日程ではありますが、主催は別です。ただ、クラフトフェアをやらないということはコロナの感染状況が危険な状況になっている可能性もあるということを考えると、必ず合わせるということではないとは思いますが検討はしていないといけないと思います。

橋本委員 その決断の最終リミットはいつですか。

生涯学習課長 申し訳ありません、最終リミットについては未定です。実行委員会が 5 月の

連休明けにありますので、そこでしっかり話したいと思っています。

教育長 これは公民館を利用している方々の発表というようなこともあるので、できることは地元でやっていくということもあるかと思います。そこは様子を見ながら慎重に判断していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

< 報告第 3 号 > 令和 2 年度教育部各課事務事業報告について（中央図書館分）

中央図書館長 報告第 3 号「令和 2 年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見いかがでしょうか。

橋本委員 結論からいくと、私は自己評価 A でいいと思います。

中央図書館長 ありがとうございます。

橋本委員 ここに全く何も書かれていませんが、私が一番高く評価しているのは、公共施設がコロナの影響で全部休館になる中で、図書館が本の貸出しを継続したということです。インターネット予約で貸出しを継続して、前任の館長から、コロナ期間中の貸出しはむしろ前年よりも増えたと聞いたと思います。緊急事態宣言が出されたなかで、図書館で貸出しを継続してもらって本で助けられた人はものすごく多かったと思います。私の友達でもすごく感謝している人が多いです。いろいろ書いてありますけど、図書館の一番重要なことは、一生懸命本を消毒していただいて貸出しを継続したことです。これはほかのこと全部置いても A でいいと思います。そして、それをきちんと書くべきだと思います。

小柳委員 今、橋本委員のお話を聞いて、先ほど説明された幾つかの課の中でもコロナの影響がある中ではあったが、こうだったと記載してあり、B になっているのですが、コロナは予定されたことではないので、コロナ禍ではあったがこのように評価していくと、B とあるのは A になるのではないかと思います。予定した内容はこうだったが、コロナでできなかったから A とはし難く B にしたということではなく、コロナ禍でできなかったところを除いて評価した結果が A ということでいいのではないかなと思います。

橋本委員 学校給食課は B でしたよね。私は、学校給食課も A でいいのではと思いましたが、事故が多いので、総合的にみてマイナス要因もあるので言いませんでした。

図書館については、圧倒的に図書館の本来の業務を超える形で寄与したとい

う意味において、ほかのことは差し引いてもこの１年、一番図書館がその機能を発揮したと思います。

教育長 そうですね。そのことを盛り込んで修正するということによろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。

佐藤委員 ３の（２）イのWi-Fi環境の整備について、今こういう状況なのでストップしていますけれども、外国人をはじめとする観光客にとっても非常にプラスに働くことだと思います。分館でも整備されるとのことなのでぜひ期待しています。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

< 報告第 8 号 > 図書館資料特別整理期間の設定について

中央図書館長 報告第 8 号「図書館資料特別整理期間の設定について」説明

教育長 ただいまの報告について何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。
それでは、報告第 8 号は報告を受けたことといたします。

< 報告第 3 号 > 令和 2 年度教育部各課事務事業報告について（教育政策課分）

教育政策課長 報告第 3 号「令和 2 年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ございますか。

橋本委員 教育政策課というのは私の理解だとこの教育委員会の事務局ですから、教育政策課のパフォーマンスはイコール教育委員会のパフォーマンスだと言い換えてもいいと思います。そういう意味でここに書かれている中で一番マイナス要素が大きいのは、（１）の小規模校のところが再三再四にわたってスケジューリングしてくださいって申しあげたのに全然出てこなかったということで、極めて遺憾だと思います。

一方で、教育委員会がそんなにパフォーマンスが悪かったかということ、市長ともかなり激しくやり取りしましたが、コロナ対応について令和 2 年度は 4 回の臨時教育委員会を開いています。令和元年度は 2 回開いていて、年度末から年度当初、前半にかけて合計 6 回開いています。過去遡ってみるとほとんど臨時教育委員会は開かれていなくて、コロナ対応という未知の世界の対応で 1

回1回の内容も非常に重かったです。それを全部調整するっていうのは教育政策課の仕事で、その前後の対応って大変だったと思います。

事務局の皆さん代わられているので読んでないと思いますが、令和2年8月9日付の信濃毎日新聞多思彩々の「休校対応に見る教委の見識」という記事の中で、元総務大臣で早稲田大学大学院教授の片山善博先生が、教育委員会というのは見識がない、国の言いなりになっていて何のための独立性のある教育委員会なんだといったすごく批判しています。しかし、中部地方のある市のように会議を開いて委員から問題点や課題を指摘され、それを踏まえて対応したことが分かる例外的なケースがあるとも書いています。本当かどうかわかりませんが、片山先生が唯一褒めてくれたのは、松本市教育委員会のことだと自分たちで思っています。

それからここに書かれてないもう1つの問題は、教育委員会をリモートでできないかということでした。会議規則があって規則改正しないとできませんということで、かなり時間はかかりましたが、一応年度内に規則改正ができてこれは改善されました。まだ実際にはテストができていませんが、社会情勢に合った対応という意味ではすごくここにウエートがかかってしまったと思います。このようなことを勘案して、私はBでいいのではないかなと思っています。

福島委員 1ページ目の社会情勢への変化と(6)の教育文化センター改修事業のところで、教育文化センターを宇宙に特化した施設から施設の目的を変えましたという説明がありましたが、これ、教育委員会で初めて出ますか。

教育長 すみません、その点について説明できる者がいなくて、調べてみます。

福島委員 ずっと教育文化センターは、宇宙に特化して宇宙関連施設に行くバスツアーや講演会をずっと積み重ねて継続してやってきているわけですが、これがいきなり超スマート社会って書いてありますけど、今年になって急にスマート社会になったわけではなくて以前から言われていて、それを理由に宇宙はやめますっていうのは説明として理解できないところがあります。おそらく教育委員会の中では話し合っていないと思うんですけども、どういう理由でこうなったのかその経緯を含めて分かれば教えていただきたいというのが一つです。

それから、先ほど橋本委員もおっしゃったように、教育政策課で手がけている事業って幾つもあると思いますけれども、全てが当然悪かったわけではない

し、職員の方たちも仕事量も膨大なもので、それがうまく結果として結びついてきてないというのがすごく残念なことだなと思います。その努力とか、やっている量に比べて示せる成果というようなものが分からなかったというのは、やり方において少し問題で、それをきちんとした形で残すプロセスですとかそういう仕組みがないのかなということを全体を通じて思いました。

もう一つ、学都フォーラムは中止になりましたけれども、本田由紀さんの講演会があったと思います。この方本当にすごい力のある教育学者で、もっと周知をすればかなりの人がこれを見ることができたのではないかなと、本当に残念でならないです。講演内容についても、とても実りの多い内容だったと思いますし、今後同じようなことが起こらないように検討していただければなと思いました。

最後に、（５）海洋教育パイオニアスクールプログラム事業についても助成金を活用した事業ですが、そこにはいろいろな方々が係わって、いろいろな積み重ねをしてきているわけですので、補助金がなくなった後どうするか、その成果をどう次につなげていくのかというのは本当に真剣に取り組んでいただきたいと思いました。

教育政策課長 まず、新科学館の関係ですが、ここで初めてお話するかどうかというのは今分からないものですから調べさせていただきたいと思います。

それが変わった経過としましては、事務事業の棚卸が昨年ございまして、その中で宇宙と科学ということだけではなくて、これから子どもたちが生きていく時代が変わっていく中でこういう能力も必要になってくるということで方向転換をしたということになっております。

それから、仕事量が膨大で結果に結びついてないということですが、確かにやり方等初めてのことが多いですけれども、また工夫して今年度は取り組みたいと思います。学都フォーラムの関係も本田先生の講演ということでズームとユーチューブで開催しましたが、おっしゃるとおり２か月しか公開しなかったことは、ずっと公開していてもいいものではないかということも話し合っていましたので、今後見直していきたいと思っています。

最後のパイオニアスクールプログラム事業の関係ですけれども、こちらもおっしゃるとおり助成金でせっかくここまでやって終わりということではなくて

環境・地域エネルギー課で実施していますトライやるエコスクールのプログラムとして、実施した成果のプログラムというのがありますので、それを活用するとともに、例えば安全員の方もお金がないとできないということではなくて、ほかの課と連携したりその地域の公民館とか地域の方とも連携したりしながら引き続き続けていきたいと思っています。よろしくお願いします。

教育長 ほかにありますか。よろしいですか。

先ほどご意見いただいた内容をもう少し結果に加えていきたいと思います。

< 議案第 1 号 > 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン」
の改訂について

学校支援センター長 議案第 1 号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン』の改訂について」説明

教育長 それではただいまの説明に対して、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

橋本委員 まず質問ですが、5 日程度が 3 日程度に短縮になっていますが、通常、接触があってから 3 日ぐらい経たないと P C R 検査をやっても陽性にならないと思います。接触があったという時点が確認されてからそこでまず 3 日程度経過しますよね。その 3 日後に P C R 検査をやりと翌日に結果が判明するわけですから、学校で接触があったというところからいくと、5 日間ぐらいかかるわけですよ。細かいことを言えば、程度と書いてあるからいいといえいいですけど、それを 3 日にするのか 4 日にするのか 5 日にするのか、せっかくフローチャート作っていますが、この点を誰が判断するのでしょうか。教育長ですか。

学校支援センター長 まず、保健所が調査に入って、P C R 検査の日を決め、P C R 検査をした翌日に結果が出ます。その結果を受けてその翌日から登校できるかどうかが決まってくるので、P C R 検査がいつになるかによります。検査の日を決めるのは、保健所です。

橋本委員 保健所ですね。

学校支援センター長 はい。

橋本委員 分かりました。新聞やテレビでは、保健所の指導を受けずに先に P C R 検査を受けて陰性だったけれど、その翌日に再度検査を受けると陽性になったりするケースが報告されていますよね。だから、保健所の判断によるしっかりとし

た経過期間とPCR検査の時点と、その間は封鎖しないといけないと思います。

学校支援センター長 そうですね。今までも保健所は、あまり直近だと陽性が出ないことがあるということで、ある程度期間を置いたところで検査の日を設定しています。

橋本委員 特に変異株の場合は、子どもも含めて感染率が、1.7倍って言われていますけど、もうちょっと高いんじゃないかって今朝ニュースでやっていました。だから、その点はよく注意しないといけないですね。縮めるのはいいけれども、判断を誰がどういう基準においてするのか、科学的にやらないといけないと思います。

教育長 その件については、先日市内の学校で陽性者が出たときに、委員の皆様にもご連絡したとおり、実際に保健所長の指示を受けながら学校の対応を検討してきました。変異株の子どもへの影響はどうなのかということは、いろいろな報道がされていますけれども、改めて保健所長に確認をしたところ、少し心配なケースの場合には、慎重に幅広く休校にし、そして検査も幅広く行うというような対応をしていくことがいいのではないかとということ、そしてケース・バイ・ケースでの対応を随時検討していきたいという指示をいただいております。

感染症対策については、今までの対策は変えることなく徹底していったほしいということでした。保健所からは、先日の学校のケースで同じクラスの子どもたちが濃厚接触者に判断されなかったのは、学校における感染症対策がしっかり行われていたためだということで評価をいただいておりますので、各学校には引き続き、感染対策の徹底について伝えていきたいと思います。

橋本委員 昨年休校したとき、課題を渡すために学校に来ないといけないということが、非常に記憶に残っています。最初は保護者が取りに来るとか、途中から1週間に1回の登校日を設けるというようなことがありましたよね。1人1台端末が配備されたわけですから、授業を再開する前に課題の配付ができるはずですよね。そういうことを簡単なところから少しずつテストをして、いつでもそれに切り替えられるようにしておけば、わざわざ学校に課題を取りに行かなくてもいいと思うのですが、そういう準備はできていますか。

学校支援センター長 その点につきましては、5月中にまず1つの学校で試験的に運用する予定で準備を始めているところです。しかし、タブレットは、今週中に個人個人にIDが配付されて、ログインできるような環境がようやく整うか整わない

かといった状況です。

橋本委員 できるところから進めていかないといけませんよね。

教育長 そうですね。感染が拡大した場合のことを想定して、オンライン授業ですとかウェブ配信、リモートということもできるように準備を進めてもらっています。試行的にモデル校一校での実施を検討していますが、詳細等が決まりましたら研究会で具体的なご相談をさせてもらえればと思っております。

佐藤委員 別紙2の学校運営ガイドラインの7ページの下から2つ目の「体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、・・・」とありますが、本人もしくは保護者からの申出によって自主的に欠席をしているような児童生徒は今現在いるのでしょうか。

学校支援センター長 現在、基礎疾患等の関係で休んでいる児童生徒はいませんが、不安を感じて休んでいる児童生徒はいます。

佐藤委員 そういう場合は、欠席扱いになってしまうのでしょうか。

学校支援センター長 その子はZ o o mを使って学校とつながっていますので欠席扱いにはしていないです。

佐藤委員 出席扱いということですね。わかりました。

教育長 ほかにはどうですか。

それではこちらについてはこれで、ガイドラインに基づいて進めていくということとします。また状況を見ながら、相談のうえ必要があれば修正していきたいと思います。

< 報告第3号 > 令和2年度教育部各課事務事業報告について（学校教育課分）

学校教育課長 報告第3号「令和2年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見お願いいたします。

橋本委員 空調機の全教室未稼働に伴う暑さ対策ということを強調されていますけれども、それ自体は非常に重要なことではあったと思いますが、マイナスサムの話なので、エアコンがついていればこの対策も必要なかったわけです。ですから、マイナスの世界の話を殊さらにプラスに評価するっていうのはいかがなものかと思います。マイナスが小さくなった、やってもまだマイナスですよ。そも

そも空調設備を前の年に整備できなかったからこういう話が出てきているわけで、それをプラスに評価はできないですし、マイナスがちょっと縮まった程度かなというふうに思います。

それからもう1つは、殊さらにGIGAスクールについてもおっしゃっていますけど、国の予算に従って他市町村もできているわけです。松本市教育委員会として一番機能したのは、いかにソフト面を充実させるかで、教育委員会で繰り返し、繰り返し、ソフトが大事だよなとういことで話し合っ、予算でもソフトに関する人員を配置してもらったわけですよね。だからソフトの面でそのことがいかに実効性につながったかといった時点で、初めて教育委員会としての成果になるわけで、ただハードを配れば終わりという話ではないという点は重々ご留意いただきたいと思います。

教育長 ほかにご意見ありますでしょうか。

小柳委員 資料にある「全小中学校のエアコン整備完了」ということは、市内全校に入ったということでいいですか。

橋本委員 1校残っています。

小柳委員 そうしますとエアコンを整備したということは努力の結果、予算がついたからだと思います。そのことと同様に、一人一台端末が配備されたということも、担当課のご努力の結果だと思います。もちろん、今後それを活用していくことは、橋本委員のおっしゃるとおりですが、環境を整えたということ自体が、私は大事なことだと思います。

教育長 ほかにご意見ありますか。

福島委員 令和2年にエアコン全部工事終了ということですが、例えばうちの子どもが通っている学校は、設置が夏の後に完了したので使えませんでした。学校によっては使えたところも使えなかったところもあるかなと思いました。

橋本委員 多くは間に合わなかったですよ。間に合わなかったから、公民館に行って授業をするとか対応が必要になったわけです。

それは学校教育課だけでなく学校指導課も公民館との連携とかいろいろなところに助けられてこのマイナスが薄まったという評価が正しい評価だと思います。できたことは小柳委員おっしゃるようなよかったのですが、マイナスを取り戻したということです。

- 小柳委員 しかし、担当課は教育施設の設備充実を進めるという点を重点として挙げて
いるわけですから、それを達成したということはそのことを評価してよいので
はないかと思います。
- 橋本委員 そこは難しいところで、議論の分かれるところだと思います。その年度にや
ったことを評価するのか、前年から引き続いてきたものを今年度についてどう
評価するのかという点からいくと、エアコン事業そのものってというのはどうい
う事業だったかという、遅れたというマイナスの取り戻しでしかないと思は
れます。継続事業だけに、意見の分かれるところだと思います。
- 小柳委員 考え方の分かれるところですが、学校教育課の自己評価の内容でいいのでは
ないかと私は思います。
- 橋本委員 私はいいとか悪いとか評価については言ってないです。言ってないけど、そ
こは厳しめに判断すべきだと思っています。空調機のところを殊さらにプラス
に評価することはおかしいじゃないか、もともとマイナスの世界の話じゃない
のということだけであって、空調機が設置できたこと自体については言ってい
ません。
- 小柳委員 これまでも学校教育課としては、できるだけ学習環境を整えようと努力はし
てきています。その中で、昨年はエアコンの設置につながったのだと思います。
- 橋本委員 いえ、去年の夏は、間に合っていないですよ。だから扇風機を用意したわけ
ですから。
- 小柳委員 暑い中で子どもたちに勉強させていたわけではなく、扇風機などの予算もつ
けてきていると思います。
- 橋本委員 やってきました。
- 小柳委員 それをさらに進めてより効率的に温度を下げるべくエアコンを設置するとい
うことで取り組んだ結果、年度中には設置ができたわけです。
- 橋本委員 継続事業ですから、夏を超えたことが重要なんです。
- 小柳委員 取組みの積み重ねも考えていきたいと思います。
- 橋本委員 やはり、その点は見解の相違です。それをどう捉えるかというのは、自己評
価ですからその部署が本当にこれで正当な評価だろうかと思ってこの意見を聞
きながら評価されればいいのではないのでしょうか。
- 小柳委員 私もそう思います。

教育長 これ、実は事務局でも検討しました。G I G Aスクールについては、国の方針で当初の計画を前倒しで２年度中に対応することになり、他課から応援にも入ってもらい何とか限られた人員体制で配備ができたというところがありますが、皆さんのご意見を踏まえてもう一度検討して修正したいと思います。この点はよろしいでしょうか。

< 報告第３号 > 令和２年度教育部各課事務事業報告について（学校指導課分）

学校支援センター長 報告第３号「令和２年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご意見、ご質問あればお願いします。

橋本委員 学校指導課は、１年間大変だったと思います。心配しておりましたけど、よく乗り越えられたと思います。全体としてはいいですが、１つ物足りないなと思っているのは、これまで繰り返し申しあげてきたように、学校、教員の負担軽減のところの課題と方向性の中にアンケートの見直しというのを明記してもらいたいと思います。

それと、当初は必要だったのかもしれないけれど、見直したほうがいいのではないかなと思うアンケートもあると思うんですね。同じアンケートを取るにしても負担軽減をどうするのかという観点で、何か増やしたときは何か減らすとかしないといけないと思います。

学校支援センター長 もちろんアンケートは減らす方向で、今までやってきたものもやらないようにしていますし、できるだけアンケートは取らない方向でやっています。学校現場の負担は当然こちらも承知しておりますので、それはまた進めていこうと思います。

橋本委員 明記してくれたらいいです。

小柳委員 明記してしまって不都合は生じませんか。必要だからやっているものを負担軽減のためにやらないとなったとき、何か困ることが出てくることがないようによく吟味してください。

学校支援センター長 分かりました。

小柳委員 次に、学校における留守番電話についてですが、これは学校としては大変望んでいたことと思います。ただですね、留守番電話対応になっているのに人がいるという場合もあるのではないかと思います。このところは、なかなか難し

いところだと思います。

橋本委員 小柳委員に質問ですけど、アンケートが必要か必要でないか教育委員会が決めるものではないですか。教育委員会が必要だから学校はそれに回答しているわけで、我々として何か判断するのに必要なものは必要だし、必要でないものは必要でないって判断をして、見直しを図ることは重要だと思います。

小柳委員 アンケートは指導に役立てているわけで、必要だから取っていると思います。無駄なことをしているとは思えないです。

橋本委員 それはね、長年の過程の中でスクラップができてないこともあると思うので、検討してほしいと思います。

小柳委員 もしそうであれば、検討が必要だと思います。ただ、無くしてしまって不都合が生じないかと思い、先ほどの要望を述べました。

橋本委員 私は、少しでも負担を減らすためにスキップできるものはスキップすればいいということだけで、必要なものは必要で残していただければいいです。

福島委員 教員の業務時間についてアンケートの結果が出ていますが、教育委員会から来るアンケートを含めたいろいろな事務を非常に負担ですということは教員の声として挙がっているわけですから、それについて見直しをしていただければありがたいなと思います。

教育長 アンケートについては、予算要求などいろいろな方針を決定していく際には、各学校の現状を把握するためにアンケートや調査をお願いすることはどうしてもあります。しかし、なるべく先生方の負担を軽減していくという方向性は、皆さんご意見は一緒だと思いますので、その方向性で進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

佐藤委員 留守番電話に関して、これは各家庭に対して周知が行われていますでしょうか。例えば、企業であればその時間が来たらそこで働いていても出ないというのは当然のことであって、それが学校に適用されたとしても何ら不思議はないですけれども、その旨の周知がされていれば問題はないと思いますが、その点について周知はされていますか。

学校支援センター長 結果的に2回周知することになりました。1回目は、2月に留守番電話対応になりますという通知を出しまして、その後、夜間、休日の連絡先は市

役所へということで周知しております。

佐藤委員 場合によっては部活動の顧問の先生や担任の先生が個人の携帯電話を部員やクラスの生徒に伝えている場合があって、留守番電話になったことでそういった先生に負担がかかってしまうのではないかとこのところを危惧しています。

学校支援センター長 正式なルートは、市の宿直と考えています。

教育長 先日の新型コロナウイルスの陽性者が発生した学校では、問合せが来るだろうからということで、留守番電話に切り替えずに対応するというような臨機応変な対応も取っておりますので、活用を進めていきたいと思います。

ほかにはよろしいですか。それでは、こちらについては以上としたいと思います。

< 報告第4号 > いじめ・体罰等の実態調査【2・3月分】の結果について

学校支援センター長 報告第4号「いじめ・体罰等の実態調査【2・3月分】の結果について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

橋本委員 私、総合教育会議のときにペアレントトレーナーのような人たちをもっと増やしてほしいというようなことを申しあげましたが、私の記憶間違いでなければ今年度の県の予算で増員されませんでしたか。松本市でも恩恵があるのでしょうか。ご存じないですか。

学校支援センター長 ペアレントトレーナーですか。特に学校指導課では聞いていないです。

橋本委員 新聞が何かで読んだような記憶がありますが、私の思い間違いかな。少し調べてみてください。

教育長 こども福祉課でも、ペアレントトレーニングをプログラムとしてずっとやってきています。

橋本委員 持ち回りになっていてなかなか時間が合わないと来てくれないので、もう少し増強されるとありがたいという声を現場で聞きましたので、前回の総合教育会議のときにその辺を申しあげました。ペアレントトレーナーは県の職員ですよ。

学校支援センター長 すみません、はっきりしていません。

教育長 それについては、確認してみます。

ほかにはいかがでしょうか。

福島委員 いじめの中身を見て、ここでは数字しかないですけれども、当事者にとって
はどの項目も非常に重たいものだと思いますが、各学校で対応が継続してすご
く重いものはないと考えてよろしいでしょうか。

学校支援センター長 そうですね、重大なものはないです。

教育長 ほかにはどうですか。よろしいですか。

今コロナの影響を受けて子どもも周りの大人もストレスをずっとため続けて
きていて、先ほどセンター長から報告があったSNSですとか目に見えにくい
水面下に潜っているような事象がとても気になるところで、それに気がついて
あげる周りの大人の役割というのがますます求められてくると思いますので、
学校現場は大変だと思いますが、引き続き丁寧に子どもたちの様子を見ていた
だければありがたいと思います。

それでは、報告第4号は報告を受けたこととします。

< 報告第5号 > 不登校児童生徒の状況について

学校支援センター長 報告第5号「不登校児童生徒の状況について」説明

教育長 ご意見、ご質問お願いします。

先ほどの話にもつながりますが、これまでの不登校で中間教室にも出てこら
れない子どもたちも本当に多かったと思いますが、このGIGAスクール構想
をチャンスと捉えてICT環境をぜひ活用をしていただいて、ズーム等用いて
面談をするなど少しずつでも接触の機会を持っていければ、また違うアプロ
ーチもできるかもしれませんので、学校に帰ることが目標ではなくても、成長し
て次につなげていけるようなシーンができればなと思います。

佐藤委員 私も同じく、以前もご報告の中であったかと思いますが、学校に帰ることが
もはやゴールではないと思います。ですので、本当に多様な子どもたちがいる
中で今後多様な対応の仕方の中にICTの活用、またそれを出席として認める
ということをぜひ進めていただきたいと思っております。恐らく今全国でオン
ライン授業の可否やそれを出席と認めるかどうかというのは市町村によっ
て対応が違っていると思いますが、学校へ行くこと自体が負担である子どもは
非常に多いと感じていますので、ぜひ松本市も積極的に進めていただきたいと

思います。

学校支援センター長 ICT活用で学校とつながる児童生徒は出席になっています。

佐藤委員 ありがとうございます。承知しました。

教育長 ほかにはよろしいですか。それでは、報告第5号は報告を受けたこととします。

< 報告第6号 > 令和3年度の学級編成等について

学校支援センター長 報告第6号「令和3年度の学級編成等について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは報告第6号は報告を受けたことといたします。

< 報告第3号 > 令和2年度教育部各課事務事業報告について（文化財課分）

文化財課長／文化財課課長 報告第3号「令和2年度教育部各課事務事業報告について」
説明

教育長 ご意見、ご質問ありますでしょうか。

橋本委員 質問が1つと意見が1つです。

質問は弘法山との関連で、開成中学校の南側斜面の木がかなり伐採されていますが、単に松くい虫対応なのか、それとも弘法山古墳の周辺古墳群の調査と関連があるのかどうかという質問です。2つ目は、あがたの森の発掘調査のときにあった異臭騒ぎに関連して、発掘調査中の事故対応を強化するということが課題だと思いますので、今年度への課題として発掘調査中に事故が起きたときにしっかりとした事故対応が取れる体制を整備するということをどこかに明記していただけるとありがたいです。

文化財課長 まず、開成中学校の南側の伐採ですが、あちらは地元の町会を中心に行っておりますので、直接市の事業と関わっておりません。しかし、伐採した斜面の中に古墳が2つございまして、それについては当然市として伐採のときには、古墳の上に木を引きずらないようにと指導しまして、それに従って作業をしていただいた経緯があります。木を切ったことで古墳の姿がよく見えるようになりましたものですから、古墳調査の上では連携はしていませんけれども、木がなくなったということはプラスになることと思っています。

橋本委員 プラスですか。土砂崩れは大丈夫ですか。

文化財課長 そうですね、中に入ると意外と安定はしていると思いますが、今後の植生をどうしていくかという方針は地元で立てられると思います。

橋本委員 分かりました。

文化財課長 事故対応につきましては、昨年もご意見いただいたところではありますが、確かに事務報告書の体裁上、その記述が入っていませんけれども、実際前回の事故を教訓といたしまして、危機管理の対応マニュアルを独自につくってですね、危機管理部とも内容を統一しながら、フローチャートを作って確認することができましたので、可能であれば盛り込んでいきたいと思います。

橋本委員 やっていただいていたら結構です。

教育長 その部分の修正を加えていただきたいと思います。ほかにはありますでしょうか。よろしいですか。

次の松本城管理事務所は、資料にもありますが令和３年度から管理担当は文化観光部の松本城管理課に、それから城郭整備担当は文化財課にという組織改編がされています。

< 報告第３号 > 令和２年度教育部各課事務事業報告について（松本城管理事務所分）

城郭整備担当課長 報告第３号「令和２年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

福島委員 組織改編となって松本城の文化財としての管理に関しては城郭整備担当がするということによろしいですね。今回のこの中では触れられていませんけれども、松本城に年間どれだけ人を入れるかということについて、今はコロナで人があまり来ていないからいいですけど、例えば、この時期はお城には人は入れないとか、そういった年間計画ですとか保存のための入場者の制限みたいなものは考えておられるのでしょうか。

城郭整備担当課長 耐震診断で大地震の場合には、天守が倒壊するおそれがあるといった結果が出て以降、警備員を増員して配置しています。天守への入場者の制限と、それからもし仮に何かあった場合の避難誘導をきちんとできるようにということで体制を強化しております。

橋本委員 福島委員が聞いているのは、そういうことではなくて、文化財として保護す

る観点から、人がたくさん入ると木造が痛んでしまうので、年間どのぐらいに制限するのかということだと思いますよ。観光の立場だとたくさんの人を入れたいわけですね。だから、私はその対案として、桂離宮や修学院離宮みたいに、年間の入場制限をかけたほうがかえって価値が上がると思います。文化観光部と文化財保護の立場は違ってくるので、すり合わせをする必要があるんじゃないですかという質問ですね。

城郭整備担当課長　すみません。もともと管理事務所では、一緒にいた職員もおりますし、現在も同じ松本城の中におりますので、そういった意識の共有というのは図っていくつもりでございます。当然、文化財を守っていくということは大事なことですし、文化財を後世に伝えなければいけませんので、その基本は守っていくつもりでございます。

福島委員　具体的に何人までは入れるということはまだ特に決めてないと考えていいのでしょうか。

城郭整備担当課長　今日はその資料を持ってきていないのですが、決められたもので対応しています。

福島委員　分かりました。ありがとうございます。

橋本委員　分かれて一か月经つので、そこをしっかりとすり合わせして確認をしていかないといけないし、年間で目安を持ちながら運営をしてもらうためにも定期的な打ち合わせを持ったほうがいいんじゃないですか。

城郭整備担当課長　朝会を共有でやっておりますし、定期的に会議も行っておりますので、しっかりと共有を図ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

教育長　ご指摘があった点は当然職員も心配をしているところで、文化財としての価値があってこそのお客様なので、同じ場所にいてくれるということが情報共有していく上でも強みだと思いますので、課長にはこのことをぜひお願いしたいと思います。

ほかにはよろしいですか。

< 議案第2号 > 松本市博物館協議会委員の委嘱について

博物館長　議案第2号「松本市博物館協議会委員の委嘱について」説明

教育長　ご意見、ご質問ありますでしょうか。この協議会は、年何回開催しています

か。

博物館長 通常ですと、3回ないし、4回やっていましたが、今年度につきましては新しい博物館のことで協議事項が多いものですから6回を予定しています。

教育長 ご意見、ご質問よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号は承認することとします。

< 報告第3号 > 令和2年度教育部各課事務事業報告について

博物館長 / 基幹博物館建設担当課長 報告第3号「令和2年度教育部各課事務事業報告について」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、以上で報告第3号につきましては、すべての課が終わりましたので報告を受けたこととします。

< 周知事項1 > 令和3年度「博物館パスポート」の配布について

教育長 これについて何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

公開案件につきましては以上になります。

傍聴者の方は申し訳ありませんが、ご退席をお願いします。

それでは、引き続きまして非公開案件を議題にいたします。

< 報告第9号 > 国宝旧開智学校校舎 防災計画の策定について【非公開】

博物館長 報告第9号「国宝旧開智学校校舎 防災計画の策定について【非公開】」説明

教育長 ご質問、ご意見ありますでしょうか。

橋本委員 この件は、なかなか大変な作業だと思いますが、このような計画を作るときに一番重要なのは想定する脅威をどのように定義づけをして、それに対する対策をどう講じるかということですよね。その想定する脅威に不足がないだろうかという目でチェックすることがまずは必要です。そこで質問ですけども、北京の紫禁城に行かれたことがありますか。

博物館長 ないです。

橋本委員 紫禁城の大理石は、酸性雨で相当傷んでいるんです。だから、北京とは状況

が違うかもしれないけど、酸性雨ということについて出てきていないけど、いいのかということ、それからもう1つそれと関連して黄砂です。松本に来て一番驚いたのは、春の砂塵です。あれは建物に脅威を与えていないのかということです。国宝級になると酸性雨とか砂塵とかここには書かれてないけれど、そういうことは想定する脅威の中に入れなくていいという判断をされたのか、それとも想定していかなかったのかという質問です。

博物館長 端的に言って後者ですけれども、私たちがどういう進め方をしてきたかというところと先ほどお話しした6ページのガイドラインに沿って進めてきました。地域の特性に関しては大雨、大風、雪はこの地方の特徴で被害の原因だろうということで、特別に見出した部分はありますけれども、橋本委員のご指摘のところは視野に入っていませんでした。

橋本委員 例えば、気象庁のデータとか念のため確認されたほうがいいと思います。大げさかもしれないけど、それが国宝に影響を与えないかというのは、何もなければそれにこしたことはないですけど、想像力を豊かにしないと抜け落ちが出てしまうと思います。

教育長 念のため、教育委員からそのような懸念が出たということを文化庁に問い合せてみてはいかがでしょうか。

博物館長 気づかない部分も大勢で見ると、いろいろな視点で着目ができるということで参考にして、文化庁にも聞きながら進めていきたいと思っています。

小柳委員 細かいことですが、防犯計画については機械警備とありますが、防犯カメラは入っていますか。

博物館長 防犯カメラにつきましては、開智学校では以前から必要だということで要求をしていますが、なかなかこの必要性やほかのところの設置基準というものがうまく説明ができずに予算化できず、また市のほかの施設との兼ね合いもあって導入に至っていません。国宝になったということでこれを機会に導入して、ほかにも反映をしていけるようになればいいかなと思っています。

教育長 ほかにいかがですか。

橋本委員 機械警備は、アウトソースになると思いますが、何分以内に駆けつけられるのかですとか、機械警備は複合でできていて、カメラだけでなく物によっては振動センサーとか赤外線センサーとかいろいろな組み合わせでできていま

すよね。お金がかかる話なのでどこまでやるかは問題ですけど、たとえセンサーが反応してもそこに人がいなければすぐに対処ができないので、何分以内にそこに駆けつけられるのかということを契約の際にしっかり確認しておかないと意味を持たないと思います。

博物館長 おっしゃるとおりだと思います。まず、人がいないと現場を確認するまでに時間がかかるということで、中でもご指摘いただいたことは考えていかなければいけないことで、有人化ということの必要性についてしっかり考えていかなければと思っています。そのうえで、例えば火災の場合、現地にどのぐらいで到着できるかというときに、10分は長いと言われて7分と今言われる人も多いですけれども、幸い丸の内消防署が近くにあるので、いい立地にありますねというようなことは確認できています。

教育長 松本城は宿直がいますか。

博物館長 松本城は有人になりました。国宝で無人のところは聞いたことがないと文化庁から言われています。

教育長 お金がかかることだと思いますが、改めて国宝ですのできちんと予算をつけてやっていく計画にしてもらいたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告第9号については、報告を受けたこととします。

< 報告第7号 > 指導上の措置について【非公開】
非公開案件につき内容省略

承認

< その他 > その他について

事務局 「その他ついて」説明

教育長 最後に先ほど委員の皆さんには概要をお伝えしましたが、教育部長から今日の記者会見の大体の様子と、コロナの対策本部会議の結果を伝えさせていただきます。

教育部長 まず3時から契約手続きに係る不適切な事務処理について記者会見の対応をまいりました。ご意見としましては、なぜそんなことが起こってしまった

のか、ほかに同じような事例はないのか、過去の分もきちんと調べてあるか、といった契約管財課にかかる質問がほとんどでした。ただ、当時、学校教育課が出した発注が28件と多かったものですから、その担当者についての質問というのが若干ありました。サポート体制がなかった部分等についても組織としてしっかり対応できなかったことについて教育部として陳謝をしたという内容です。

それからコロナの対策本部会議がその後4時からございました。こちらにつきましては、県が本日、松本圏域に対してレベル4を発出したということであり、それに伴いまして松本市としましてもレベル4の対応について協議をしました。学校の関係で言いますと、お配りしてございます資料ご覧いただきたいと思います。部活動の活動時間についての制限ということで、今までレベル3以下の場合は平日2時間程度だったものが1時間程度に短縮ということがあります。冬期間、延長部活、暗くなっても2時間の範囲であればという延長部活もありますが、これについても不可ということになりました。それから休日ですけれども、活動時間は3時間程度から2時間程度に短縮。練習試合、対外試合については、これも不可となっております。あと、今地域に開かれた学校ということの中で、学校開放をしていますけれども、レベル4になったということで学校開放についても閉鎖ということで、本来であれば発出の日からということではありますが、発出のタイミングが取れなかったものですから、明日以降閉鎖をさせていただき、体育館、グラウンド等学校の施設を一般の方が使えなくなります。

教育長 高野センター長、ほかに補足はありますか。

学校支援センター長 ガイドラインに従ってとなります。修学旅行がレベル4の場合は行けなくなります。来週1校が予定をしていましたけれども、延期という情報が入っています。

教育長 委員さんから何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それと皆さんにお決めいただいた成人式ですが、昨日議会のほうに報告をさせていただきまして、一生に一度のことなので成人の皆さんのご意見を聞きながらできる限りできる代替策は検討してみてくださいというご意見がありましたので、今検討しているところです。また何かありましたらご報告したいと思

います。

それでは、以上で第1回定例教育委員会を終了します。長時間大変お疲れさまでした。ありがとうございました。次回は、連休明けの5月6日の研究会です。よろしくお願いいたします。

閉会宣言

伊佐治教育長は、令和3年度第1回松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

<午後7時00分閉会>

会議録調製職員

教育政策課教育政策担当係長

小澤 弥生

会 議 録 署 名 委 員

佐藤 好子

小柳 廣幸
